

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係条例の整理に関する条例 (総務課) 4
- 亀岡市手数料徴収条例の一部改正 (市民課) 4

—— 規 則 ——

- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課) 5
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 5
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 5

—— 告 示 ——

- 令和3年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率 (保険医療課) 6
- 亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 7
- 亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱 (子育て支援課) 9

- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 15
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 15
- 指定地域密着型サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 16
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17
- 公示送達 (保険医療課) 18
- 亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱 (農林振興課) 19
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 20
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21
- 公示送達 (税務課) 22
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 23

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	23	○平成2年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況	53
○特定子ども・子育て支援施設等の告示 (保育課)	24	○平成2年度財政援助団体等監査結果に 対する措置状況	54
—— 公 告 ——		教育委員会欄	
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	25	—— 任免及び辞令 ——	
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	28	選挙管理委員会欄	
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	28	—— 規 程 ——	
○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	29	○申請書等の押印を求めることの見直し に伴う関係選挙管理委員会規程の整理 に関する規程	58
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	34	—— 告 示 ——	
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	35	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数	60
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	39	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数	60
○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	43	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数	61
○南丹都市計画地区計画案の原案の縦覧 (都市計画課)	48	○選挙人名簿抄本閲覧の状況	62
○本市職員採用試験の結果 (人事課)	48	○在外選挙人名簿抄本閲覧の状況	64
—— 任免及び辞令 ——		○公職選挙事務執行規程の一部改正	64
監査委員欄		農業委員会欄	
—— 公 表 ——		—— 公 告 ——	
○平成2年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況	50	○令和3年6月定例総会の開催	69
○平成2年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況	51	○令和3年7月定例総会の開催	69
○平成2年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況	52	上下水道部欄	
		—— 告 示 ——	
		○亀岡市指定給水装置工事業業者指定の 告示	70

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	70
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	70

公布された条例のあらまし

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係条例の整理に関する条例要綱

- 1 行政手続の簡素化による市民負担の軽減及び国において進められている押印廃止の取組との整合を図るための申請書等の押印を求めることの見直しに伴い、関係する2条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたため、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除することとした。
- 2 この条例は、令和3年9月1日から施行することとした。

条 例

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う
関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年6月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

申請書等の押印を求めることの見
直しに伴う関係条例の整理に関す
る条例

(亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部
改正)

第1条 亀岡市固定資産評価審査委員会条例
(昭和30年亀岡市条例第43号)の一部を
次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4
項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに
署名押印しなければならない」を「記載しな
ければならない」に改める。

(亀岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一
部改正)

第2条 亀岡市職員のサービスの宣誓に関する条例
(昭和30年亀岡市条例第8号)の一部を次
のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和3年6月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改
正する条例

亀岡市手数料徴収条例(平成12年亀岡市条
例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第27号を次のように改める。
(27) 削除

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

「揭示済」

規則

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、基準日以前における直近の人事評価の結果が特に優秀な職員については、当該成績率に任命権者が別に定める率を加算することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第3号エ中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同項第4号及び第5号中「38万円」を「48万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第143号

令和3年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

令和3年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の7.27
被保険者均等割	24,500円
世帯別平等割	16,920円
世帯別平等割半額	8,460円
世帯別平等割4分の3額	12,690円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.78
被保険者均等割	9,250円
世帯別平等割	6,390円
世帯別平等割半額	3,200円
世帯別平等割4分の3額	4,800円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.69
被保険者均等割	11,050円
世帯別平等割	5,560円

「揭示済」

亀岡市告示第144号

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年亀岡市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第4号中「前3号」を「第1号から第3号まで」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者又は前号に規定する家計急変者に該当する者であっても、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

「

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）の支給要件に該当します。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金（ひとり親世帯分）の請求書として取り扱います。
- 都道府県等が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（ひとり親世帯分）が支給されないことに同意します。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（ひとり親世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金（ひとり親世帯分）を受給していた場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返還します。

」

を

「

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給済みではありません（受給していた場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返金します）。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金（ひとり親世帯分）の請求書として取り扱います。
- 都道府県等が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（ひとり親世帯分）が支給されないことに同意します。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（ひとり親世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金（ひとり親世帯分）を受給していた場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返還します。

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第145号

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、早期に支給する特別給付金に関して、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」別紙）に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 亀岡市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、第3条第2項に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であつて、第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

なお、支給対象者のうち、第1号ア又はイに該当し、かつ、第2号アに該当する者（第1号アに該当する者については、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員であるものを除く。）を「児童手当等受給・非課税者」といい、第1号ウ又はエに該当し、かつ、第2号アに該当する者（第1号ウに該当する者については、同項に規定する公務員であるものを除く。）を「新規児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。

(1) 次の養育要件のいずれかに該当すること。

ア 児童手当受給者

令和3年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者

イ 特別児童扶養手当受給者

令和3年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者

ウ 新規児童手当受給者

令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

エ 新規特別児童扶養手当受給者

令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

オ その他対象児童の養育者

アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

(2) 次の所得要件のいずれかに該当すること。

ア 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ 令和3年1月以降の家計急変者

アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められるもの（当該者の1年間の収入見込額（令和3年1月から令和4年2月までの任意の1箇月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当した場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和3年4月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人
(本給付金の支給額等)

- 第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、50,000円とする。
- 2 本給付金の対象児童は、平成15年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。
- 3 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。
- 4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。
- 5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

（市が支給を実施する支給対象者の範囲）

第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

児童手当等受給・非課税者	市が令和3年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市が令和3年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給・非課税者	市が令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した場合又は市が令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

（申請不要の支給の方式）

- 第5条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の通知を行い、受給の意向を確認した上で、本給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（別記第1号様式）により届出を行う。
- 2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合において、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座（児童手当支給口座の変更があった場合は、変更後の口座）に振り込む方式
- (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座（特別児童扶養手当支給口座の変更があった場合は、変更後の口座）に振り込む方式
- (3) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（別記第2号様式。以下「口座登録届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (4) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に口座登録届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日とする。ただし、令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請期限については、令和4年3月15日とする。

（申請による支給の方式）

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（別記第3号様式。以下「本給付金申請書」という。）により申請を行う。市長は、審査をした上で、本給付金の支給を決

定する。

- 2 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに簡易な収入見込額の申立書（別記第4号様式）及び簡易な所得見込額の申立書（別記第5号様式）並びに給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約又は変更等の事由により令和4年3月31日までに完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給を受けた後

に支給対象者の要件に該当していないことが判明した者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があつたので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があつた事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 太田 泰光

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町井手区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 修

2 変更年月日

令和3年5月17日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大澤 亮我

2 変更年月日

令和3年4月25日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 釋野 陽史

2 変更年月日

令和3年5月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第150号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年6月8日から令和3年6月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点	変 更 前		変 更 後		
		終 点	延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)	
11066	前 脇 田 中 線	亀岡市大井町並河2丁目42番1先		462.00	2.20	483.00	2.20
		亀岡市大井町並河前脇62番3先					

「揭示済」

亀岡市告示第151号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を令和3年6月8日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年6月8日から令和3年6月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11066	前脇田中線	亀岡市大井町並河2丁目42番1先	483.00m	2.20m
		亀岡市大井町並河前脇62番3先		16.00m

「揭示済」

亀岡市告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和3年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 介護保険事業所番号 2691600031
- 2 事業所の名称 地域密着型特別養護老人ホーム あゆみ
- 3 事業所の所在地 京都府亀岡市篠町篠下中筋43番地3
- 4 申請者 社会福祉法人 倣裏会
- 5 サービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 6 指定年月日 令和3年6月8日

「揭示済」

亀岡市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月9日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 井上 太嗣
- 2 変更年月日
令和3年5月8日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月9日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町吉田西区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 菅原 清隆
- 2 変更年月日
令和3年5月31日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 中西 一之
- 2 変更年月日
令和3年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第156号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和2年度 随1期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 随1期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第157号

亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、有機農産物の生産及び有機JAS認証の取得に取り組む農業者に対し、認証の取得に係る費用を補助することにより、有機農業を推進し、もって本市の農業振興を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農産物 有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号。以下「有機JAS規格」という。）第3条に規定する有機農産物をいう。
- (2) 有機JAS認証 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関（以下「登録認証機関」という。）が、有機JAS規格に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、その者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。

- (3) 有機JAS講習会 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年農林水産省告示第1830号）の三の二の(1)に規定する認証機関の指定する講習会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内で営農する者で、事業年度内に新規に有機JAS認証を取得し、又は継続して有機JAS認証を取得したもの
- (2) 亀岡市民、市内に事業所を有する団体の構成員である者又は当該団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助金の交付を3回受けた者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 新規に有機JAS認証を取得する前に受講した有機JAS講習会の受講料
- (2) 登録認証機関が実施する有機JAS認証審査及び調査に要した費用（振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る費用を除く。）

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額又は10万円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)又は亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を通知された者は、30日以内に亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 申請者が前条の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金取消通知書兼返還請求書(別記第5号様式)により申請者に通知し、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金を返還させるものとする。

(調査等への協力)

第10条 市長は、申請者に対し効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第158号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「見立南区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石田 清

2 変更年月日

令和3年5月30日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

変更があった事項及び内容

1 主たる事務所の所在地

亀岡市旭町井戸ノ下211番地2

2 変更年月日

令和3年6月17日

3 変更理由

事務所移転に伴う住所変更

「揭示済」

亀岡市告示第160号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年6月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和3年度 市府民税 随1期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第161号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和3年6月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2301-21044

- 1 当該者生年月日
昭和27年11月3日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
令和2年4月22日
- 4 無効になる日
令和3年6月18日

「揭示済」

亀岡市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 野々村 博
- 2 変更年月日
令和3年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第163号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一定の基準*を満たしているか否 かの別
株式会社ビバ	びばっこ保育園	亀岡市追分町サンガスタジアムbyKYOCERA内	令和3年 6月1日	病児保育事業	—

*一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項に定めるもの。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第48号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| (1) 工事番号 | 3道舗改第1号 | | |
| (2) 工事名 | 市道クニッテルフェルド通道路舗装改良工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市三宅町1丁目地内外 | | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L=541.9m | |
| | | (1工区 L=212.4m 幅員 W=3.55~7.26m) | |
| | | (2工区 L=123.5m 幅員 W=3.00m) | |
| | | (3工区 L=206.0m 幅員 W=5.97~6.03m) | |
| | 舗装工 | | |
| | ・切削オーバーレイ工 | 切削オーバーレイ | A=3,092.0m ² |
| | | 殻運搬処分 | V=309.2m ³ |
| | ・排水性舗装工 | 表層（車道・路肩部） | A=3,092.0m ² |
| | 区画線工 | | |
| | ・区画線工 | 熔融式区画線 | 1式 |
| | 構造物撤去工 | | |
| | ・道路付属物撤去工 | 道路鋸撤去 | N=40.0個 |
| | ・構造物取壊し工 | 舗装版切断 | L=56.8m |
| | | コンクリート削孔 | N=17.0孔 |
| | 仮設工 | | |
| | ・交通管理工 | | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 33,737,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 30,670,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から110日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めません。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年6月1日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年6月1日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年6月8日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年6月9日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年6月10日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年6月7日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年6月11日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年6月14日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年6月15日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年6月16日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年6月17日（木） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町篠下西山2の16の一部、2の63

(関連区域)

亀岡市篠町篠下西山2の56の一部、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀岡市篠町篠新畑田19
井上 安夫

「揭示済」

亀岡市公告第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年6月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市大井町小金岐2丁目31の50の一部、55の1、56の30、162

(関連区域)

亀岡市大井町小金岐2丁目31の1の一部、56の35の一部、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀岡市大井町かすみヶ丘7の32
中野 保雄

「揭示済」

亀岡市公告第51号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 工事番号 | 3総経第1号 |
| (2) 工事名 | 亀岡市上下水道部新庁舎改修工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市安町釜ヶ前地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 上下水道部新庁舎 |
- ①改修建物概要
- 用途・構造：庁舎 鉄筋コンクリート造（地上3階建）
改修面積：1,915.73㎡（建築基準法に基づく延べ面積）
- ②改修工事概要
- 1) 庁舎改修工事
- ・建築内部工事 各室床、壁、天井仕上改修
各階執務室ゾーニング変更
便所全面改修（来客・職員用 計2か所）
多目的便所設置（1か所新設）
 - ・建築外部工事 屋上防水全面改修
外壁全面塗装改修
外構部改修（フェンス取替、他）
 - ・電気設備工事 照明器具LED化
その他配線・配管・器具類新設
 - ・機械設備工事 空調機更新（ビルマルチ・個別方式併用）
換気扇、給排水設備機器、各配管類更新
- 2) 昇降機設置工事
- 11人乗り（1階から3階まで各階着床）1台新設
- 3) その他上記に附帯する工事
- | | |
|---------|---------------------|
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和4年1月20日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（保証事業会社の保証が必要） |

- (9) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

エ 共同企業体による建築一式工事（A等級）の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級）の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による建築一式工事（A等級）の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級）の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年6月8日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年6月8日（火）午後1時から なお、設計図書（図面）は、 令和3年6月8日（火）午後1時から 令和3年6月22日（火）午後5時まで （開庁日・開庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書等 亀岡市役所3階契約 検査課にて、令和3 年度亀岡市建設工事 入札参加資格審査に おいて、「建築一式 工事」の「A等級」 に認定されたものに 配布
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年6月15日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年6月16日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年6月17日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年6月14日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年6月18日（金）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年6月21日（月） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	令和3年6月23日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年6月24日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	予定価格の公表：令和3年6月24日（木） 午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和3年6月28日（月）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和3年6月29日（火）まで	共通事項5-2のとおり	
開札日時	【予定価格に関する質問がないとき】	電子入札システムによる	
	令和3年6月29日（火） 午前10時		
	【予定価格に関する質問があるとき】	電子入札システムによる	
	令和3年6月30日（水） 午前10時		
再度入札を行う場合の入札期間	令和3年6月30日（水） 午前9時から午後3時まで	令和3年7月1日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和3年6月30日（水） 午後3時以降	令和3年7月1日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書等については、令和3年6月8日（火）午後1時から令和3年6月22日（火）午後5時までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札された業者は、他の共同企業体による建築一式工事（A等級）の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第52号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年6月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年6月14日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第53号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 区第5号
- (2) 工事名 (都) 亀岡駅北1号・2号公園整備工事 (その2)
- (3) 工事場所 亀岡市追分町一本木地内外
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 1号・2号公園面積 $A=5,000\text{m}^2$
- | | | |
|-------------|----------|--------------------|
| ・土工 | | 1式 |
| ・植栽工 | 高木・中木 | N=257本 |
| ・側溝工 | PU側溝 | L=105m |
| | 現場打側溝 | L=37m |
| ・照明設備工 | 照明灯 | N=10基 |
| ・アスファルト系舗装工 | アスファルト舗装 | A=832 m^2 |
| ・柵工 | ガードパイプ | L=80m |
- (6) 予定価格（税込） 44,169,400円
【入札書比較価格（税抜） 40,154,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から170日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された土木一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年6月15日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年6月15日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年6月22日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年6月23日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年6月24日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年6月21日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年6月25日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年6月28日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和3年6月30日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年7月1日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年7月2日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第54号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事番号 | 3道改第4号 |
| (2) 工事名 | 市道池尻宇津根線道路改良工事（その18） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市河原林町勝林島地内 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=170.0m W=10.75m
・土工 1式
・排水工 1式
・アスファルト舗装工 A=1,523㎡（車道）
・アスファルト舗装工 A=646㎡（歩道）
・構造物取壊し工 1式
・附帯工 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 36,855,500円
【入札書比較価格（税抜） 33,505,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から190日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入札保証金 | 免除 |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に |

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された土木一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年6月23日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年6月23日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年6月30日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年7月1日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年7月2日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年6月29日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年7月6日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年7月8日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和3年7月12日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年7月14日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第55号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3市推第2号
- (2) 工事名 令和3年度 ガレリアかめおか長寿命化改修工事（建築）
- (3) 工事場所 亀岡市余部町宝久保地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要 【令和3年度 ガレリアかめおか長寿命化改修工事（建築）】
- ①施設概要
- 用途：公会堂又は集会場
- 構造：SRC+RC造混構造一部S造 地下1階地上3階建て
- 延床面積：27,833.25㎡
- ②工事概要
- ・屋上防水改修工事
(ガレリア部屋上(3,614㎡)、南側RC陸屋根部屋上(1,801㎡)等)
 - ・ガラスカーテンウォール飛散防止対策工事
(外部からフィルム施工(6,445㎡)、建具シール更新等)
 - ・附帯建築改修工事
(外部回廊鉄部塗装改修、ガレリア天井損傷部改修等)
(ガレリア部東西端部鉄骨柱部塗装改修)
- (6) 工期 議決のあった翌日から令和4年3月10日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

- ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
- イ 共同企業体は、自主結成とする。
- ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が30パーセント以上の出資比率であるものとする。
- エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

- ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。
- イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。
- ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。
- エ 共同企業体による建築一式工事（A等級）の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級）の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札

参加資格を失うこととする。)

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による建築一式工事（A等級）の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級）の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等	
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年6月25日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり	
設計図書等の閲覧期間	令和3年6月25日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり	
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年7月2日（金） 午前9時から午後5時まで 令和3年7月5日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり	
入札参加確認通知の送付	令和3年7月6日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年7月1日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年7月7日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年7月9日（金） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり	
入札期間	令和3年7月12日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	予定価格の公表：令和3年7月13日（火） 午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和3年7月15日（木）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和3年7月16日（金）まで	共通事項5-2のとおり	
開札日時	【予定価格に関する質問がないとき】	電子入札システムによる	
	令和3年7月16日（金） 午前10時		【予定価格に関する質問があるとき】 令和3年7月19日（月） 午前10時
再度入札を行う場合の入札期間	令和3年7月19日（月） 午前9時から午後3時まで	令和3年7月20日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

再度入札の開札日時	令和3年7月19日（月） 午後3時以降	令和3年7月20日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる
-----------	------------------------	------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による建築一式工事（A等級）の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第56号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、
亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例
(昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規
定により、次のとおり原案を公衆の縦覧に供す
る。

この原案について意見がある利害関係人は、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を
経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出す
ることができる。

令和3年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

(2) 都市計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

(3) 都市計画の位置及び地域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小
園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王
子西長尾の各一部

2 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和3年7月1日から

令和3年7月14日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 意見書の提出場所及び提出期間

(1) 提出場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 提出期間

令和3年7月1日から

令和3年7月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第57号

令和3年亀岡市公告第30号に基づき実施し
た本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者
(補欠合格者を含む。)を決定し、職員採用候
補者名簿に登載したので公告する。ただし、有
効期限については、令和5年3月31日までと
する。

令和3年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者・補欠合格者受験番号

土木I (かめおか・未来・チャレンジ方式)

1001、1002

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 大 倉 英 士
櫻 間 晴 子
湯 浅 豊

亀岡市プラスチック製レジ袋提供禁止審査会委員に委嘱します

任期は令和5年5月31日までとします

令和3年6月1日

山 本 員 輝
亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します

任期は令和5年3月11日までとします

令和3年6月2日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>産業観光部</p> <p>ア 商工観光課</p> <p>クラウドファンディング「京都・カメチケ！」支援金収入について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 農林振興課</p> <p>農用地等証明手数料について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 農地整備課</p> <p>農道占用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあった。</p>	<p>関係規程等を再確認するとともに、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p> <p>事後調定が再び行われないよう、地方自治法に基づき、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p> <p>令和3年2月17日付けで、適正な占用料を記載した変更許可書を交付の上、</p>

<p>占用料の額及び徴収の方法について準用する亀岡市道路の占用に関する条例には、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は切り捨てると定められているが、100円未満を切り捨てて徴収されていた。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>100円未満切捨てにより、発生した差額未納分80円を請求。令和3年3月5日付けで相手方より納入いただいた。</p>
<p>健康福祉部</p> <p>ア 健康増進課</p> <p>広域予防接種事業業務委託契約について、ワクチン接種に係る委託単価及び審査支払業務に係る手数料単価の積算根拠が不明確であった。また、必要経費予定額の積算に係る人数の根拠が不明確であった。</p> <p>積算根拠となる資料を伺書に添付するなど根拠を明確にされたい。</p>	<p>ワクチン接種に係る委託単価及び審査支払業務に係る手数料単価の積算根拠、及び必要経費予定額の積算に係る人数の根拠を伺書に添付した。</p>
<p>こども未来部</p> <p>ア 子育て支援課</p> <p>児童扶養手当返還金について、調定処理ができていなかった。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>規定に基づき、適正な調定処理を行うよう徹底する。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本 孝一
 亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>上下水道部</p> <p>ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課 (水道事業会計)</p> <p>水道施設に係る行政財産目的外使用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあった。</p> <p>亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程には、使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てると定められているが、1円単位まで徴収されていた。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程に基づき、使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨て、適正な事務処理を徹底する。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市病院事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本 孝一
 亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市立病院（病院事業会計）</p> <p>ア 病院事業用行政財産の目的外使用について、使用許可申請書が提出されておらず、使用許可書の交付も行われていないものが数件あった。</p> <p>亀岡市病院事業用行政財産使用料規程には、行政財産を目的外使用しようとする者は、使用許可申請書を病院事業管理者に提出し、管理者は、その内容について調査し使用許可書により使用を許可すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市病院事業用行政財産使用料規程に基づき、使用許可申請書を提出させ、使用許可書の交付を行った。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市農業委員会長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>農業委員会事務局</p> <p>ア 耕作等証明手数料について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあった。</p> <p>亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められてい</p>	<p>亀岡市手数料徴収条例に従い、手数料が納付されたことを確認し、証明書を交付するよう徹底した。</p>

る。 規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
---------------------------	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本 孝一
 亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>産業観光部</p> <p>ア 商工観光課</p> <p>商工業振興普及事業（亀岡商工会議所事業活動）補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 亀岡市商工業振興普及事業補助金交付規程について、補助金の交付目的や補助対象事業が明確でなかった。</p> <p>補助金を交付するにあたっては、相手に交付目的や補助対象となる範囲を明確に示すことが重要である。</p> <p>規程を見直すなど、適正な補助金交付となるよう改善されたい。</p> <p>(イ) 当該補助金に係る出納関係帳票等を確認したところ、収入伝票が作成されておらず、また支払命令書が見当たらないものがあった。</p> <p>亀岡商工会議所金銭出納に関する規程の定</p>	<p>規程を見直し、次年度以降適正な交付となるよう対象団体と調整を行った。</p> <p>対象団体に適正な事務処理をするよう改善を指導した。</p>

めに基づき、適正な事務処理を行うよう指導することにより改善されたい。

(ウ) 旅費の支払いについて、出張命令が出張日以降に発令されているものがあった。

亀岡商工会議所旅費規則の定めに基づき、適正な事務処理となるよう指導するとともに、運用の実態と合わせた規則の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

イ 農林振興課

亀岡市農業振興助成金（安全・安心のエコ農業推進助成金（本市推奨優良畜産堆肥支援））に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 当該補助金の入金について、入金伝票が作成されていなかった。

農業公社会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導することにより改善されたい。

(イ) 補助金の交付申請等について、発送文書に記号及び番号の記載がなかったなど農業公社文書規程に定められた基本的な事務処理が行われていなかった。

規定に基づき、基本的かつ適正な事務処理の定着が図れるよう、連携して事務改善に向けた取り組みを具現化するなどきめ細やかな徹底した指導をすることにより改善されたい。

健康福祉部

ア 地域福祉課

公益財団法人亀岡市福祉事業団活動補助金及び亀岡市総合福祉センター指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。

福祉事業団就業規則に基づき、適正な事務

対象団体に適正な事務処理をするよう改善を指導した。

農業公社会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。

大きな要因としては、公社の人員体制の硬直化と事務執行の脆弱性にあると考えられる。その課題を解決するためにも、農業公社と農林振興課がさらに連携を深めることとする。また、円滑に事務処理がなされる体制づくりに取り組むよう指導した。

令和3年2月18日付けで（公財）亀岡市福祉事業団に対して文書通知を發出し、時間外勤務について就業規則に基づき適正

<p>処理を行うよう指導するとともに、福祉事業団事務代決及び専決規程の見直しについて検討するよう改善指示されたい。</p> <p>イ 高齢福祉課 公益財団法人亀岡市シルバー人材センター運営補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 補助金実績報告書について、経費明細には補助金確定額の内訳の記載がなく合計額のみ記載されており、適正に執行されているか確認できなかった。</p> <p>補助金実績報告書において、補助金がどのような経費に使用されたかを確認した上で、補助金の確定処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>な事務処理を行うことのほか、事務代決及び専決規程を見直しのうえ改正することについて改善指示を行った。</p> <p>対象法人からは令和3年3月26日付けで事務代決及び専決規程の改正を行い、適正な事務処理に改めたという報告を受けた。</p> <p>市としても、適正な事業運営について確認することとしたい。</p> <p>令和元年度の補助金実績報告書に経費の内訳を記載し、再度提出を求めた。</p> <p>令和2年度以降も経費の内訳を記載するように求め、適正な執行がされていることを確認した上で補助金の確定処理をするよう改善する。</p>
--	--

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

上原久和
 松井史裕
 寺田直人
 川畑隆
 國府美幸
 白方淳史
 小林圭
 高橋良子
 荒樋博利
 宮本ちひろ
 大嶋久美子
 森田扶美代
 第十麻紀
 柴田喜策
 丹羽一成
 田端順子
 鈴木倫子
 岸本繁章
 笹岡真代
 森大策
 福知千絵
 尾関恵美子
 島津麻美
 村上由貴
 角田亮太
 中川美夏
 石田祥子
 土橋安子
 太田智子
 園田幸子
 森成子
 小野猛
 河本由依

(各 通)

吉田由利子
 山内梨紗
 小谷優
 永島ゆかり
 桂いずみ
 東辰也

(各 通)

亀岡市教育支援委員会委員に委嘱します

(各 通)

川口研一
 中嶋知彦

亀岡市社会教育委員に委嘱します

任期は令和4年6月30日までとします

令和3年6月1日

(各 通)

中田匡恵
 結城直人

亀岡市教育振興基本計画検討会議委員に委嘱します

令和3年6月7日

選挙管理委員会欄

規程

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係選挙管理委員会規程の整理に関する規程をここに公布する。

令和3年6月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

亀岡市選挙管理委員会規程第1号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係選挙管理委員会規程の整理に関する規程

(亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程(平成6年亀岡市選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式のその1中「㊟」を削り、同様式のその1の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第1号様式のその2中「㊟」を削り、

「備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

」を

「備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

」に改める。

別記第2号様式のその1中「㊟」を削り、同様式のその1の備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行っ

てください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第2号様式のその2中「㊟」を削り、同様式のその2の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第6号様式のその1中「㊟」を削り、

「

- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

」を

「

- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

」に改める。

別記第6号様式のその2中「㊟」を削り、

「

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、亀岡市に支払を請求をすることはできません。

」を

「

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、亀岡市に支払を請求することはできません。

- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

」に改める。

（亀岡市選挙公報の発行に関する規程の一部改正）

第2条 亀岡市選挙公報の発行に関する規程（平成6年亀岡市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第3号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 472人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24,518人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数
は、次のとおりである。

令和3年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12,259人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

1	閲覧年月日	令和2年6月26日
	閲覧申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都千代田区大手町1-7-1
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第21投票区
2	閲覧年月日	令和2年9月14日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都港区東新橋1-7-1
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第7投票区
3	閲覧年月日	令和2年10月15日
	閲覧申出者の氏名	朝日新聞東京本社 社長 渡辺 雅隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都中央区築地5-3-2
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区
4	閲覧年月日	令和2年11月17日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————

	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘
5	閲覧年月日	令和2年12月2日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘
6	閲覧年月日	令和2年12月14日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘
7	閲覧年月日	令和3年2月25日
	閲覧申出者の氏名	北神圭朗後援会 代表者 北神 圭朗
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	京都市右京区西院西田町23 日新ビル2F
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	旭町
8	閲覧年月日	令和3年3月2日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙事務執行規程（昭和45年亀岡市選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

別記第9号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第10号様式及び別記第11号様式中「㊟」を削る。

別記第14号様式中「㊟」を削り、備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第14号様式の2を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第14号様式の3中「亀岡市長」を削る。
別記第14号様式の4を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第31号様式の2中「㊟」を削り、

「備考 ビラの見本2枚を添付すること。」

」

を

「備考 1 ビラの見本2枚を添付すること。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りでない。

」

に改める。

別記第34号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第34号様式の2を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第35号様式中「㊟」を削り、

「

開催日時		年 月 日午前(後) 時 分から午前(後) 時 分まで
使用する施設	名称	
	所在地	

」

を

「

開催日時		年 月 日午前(後) 時 分から午前(後) 時 分まで
使用する施設	名称	
	所在地	

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りでない。

」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第6号

「揭示済」

令和3年6月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年6月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和3年6月7日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 非農地証明交付について
 - ・第3号議案 令和3年6月農用地利用集積計画
 - ・第4号議案 令和3年6月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・第5号議案 令和2年度亀岡市農業委員会事業報告
 - ・第6号議案 令和3年度亀岡市農業委員会事業計画（案）
 - ・第7号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の設定について

- ・第8号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）
- ・第9号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

亀岡市農業委員会公告第7号

令和3年7月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年6月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和3年7月5日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 非農地証明交付について
 - ・第3号議案 令和3年8月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・第4号議案 令和3年7月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
 - ・第5号議案 亀岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
309	フジイハウス産業株式会社	代表取締役 藤井 一樹	大阪府守口市南寺方中通2-1-21

2 指定日

令和3年6月15日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
310	日笠設備工業株式会社	代表取締役 日笠 延志	京都市伏見区竹田七瀬川町140-4

2 指定日

令和3年6月15日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市下水道排水設備指定工事
事業者指定の告示

令和3年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和3年6月15日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
305	日笠設備工業株式会社	代表取締役 日笠 廷志	京都市伏見区竹田 七瀬川町140-4

「揭示済」